

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年12月25日
【会社名】	株式会社アークス
【英訳名】	ARCS COMPANY,LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 横山 清
【本店の所在の場所】	北海道札幌市中央区南十三条西十一丁目2番32号
【電話番号】	011(530)1000(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 管理部門・コーポレート部門管掌 古川 公一
【最寄りの連絡場所】	北海道札幌市中央区南十三条西十一丁目2番32号
【電話番号】	011(530)1000(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 管理部門・コーポレート部門管掌 古川 公一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 6,432,030,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (北海道札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,670,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 上記発行数は、平成30年12月25日(火)付の当社取締役会決議に基づく、第三者割当による新株式発行に係る募集株式数999,400株及び第三者割当による自己株式の処分に係る募集株式数1,670,600株の合計であります。
2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 本有価証券届出書の対象とした募集(以下、「本第三者割当」といいます。)のうち自己株式の処分に係る募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式を処分する方法により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
4. 当社と割当予定先である株式会社パローホールディングス(以下、「パローホールディングス」といいます。)及び株式会社リテールパートナーズ(以下、「リテールパートナーズ」といい、パローホールディングスと併せて「割当予定先」、当社及びパローホールディングスと併せて「3社」といいます。)は、平成30年12月25日付で資本業務提携契約(以下、「本資本業務提携契約」といいます。)を締結いたします。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分		発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当		-	-	-
その他の者に対する割当	新株式発行	999,400株	2,407,554,600	1,205,000,000
	自己株式の処分	1,670,600株	4,024,475,400	-
一般募集		-	-	-
計(総発行株式)		2,670,000株	6,432,030,000	1,205,000,000

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は、1,202,554,600円です。なお、自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
2,409	1,205	100株	平成31年1月17日(木)	-	平成31年1月17日(木)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。なお、自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。
3. 申込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後に、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格の総額を払い込むものとし、
4. 払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当は行われなことがとなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社アークス 本店	北海道札幌市中央区南十三条西十一丁目2番32号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社北海道銀行 本店	北海道札幌市中央区大通西四丁目1番地

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行及び処分諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
6,432,030,000	112,000,000	6,320,030,000

(注)1. 払込金額の総額、発行及び処分諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本第三者割当による新株式発行及び自己株式の処分に係るそれぞれの合計であります。

2. 発行及び処分諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行及び処分諸費用の内訳は、登記費用、弁護士費用及びアドバイザーフィー等であります。

(2)【手取金の使途】

後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社とパローホールディングス及びリテールパートナーズとの間での業務提携を進めるにあたり、相互に株式を取得することが、3社の協力体制を構築し、業務提携をより確実なものにすると判断し、新たに資本関係を構築することといたしました。そのため、本第三者割当により調達した上記差引手取概算額6,320,030,000円につきましては、その全額を本資本業務提携契約に基づきパローホールディングス及びリテールパートナーズが第三者割当により当社を割当先として発行及び処分する普通株式の取得資金(パローホールディングス普通株式3,218,040,000円、リテールパートナーズ普通株式3,217,946,400円、総額6,435,986,400円)に充当します。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
パローホールディングスの普通株式取得資金	3,160	平成31年1月17日
リテールパートナーズの普通株式取得資金	3,160	平成31年1月17日

(注)1. 本第三者割当の払込期日と同日の支出を予定しておりますが、実際の支出までに時間を要した場合は当社銀行預金口座にて管理を行う予定であります。

2. 取得資金の不足分につきましては、自己資金を充当いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 株式会社バローホールディングス

a. 割当予定先の概要	
名称	株式会社バローホールディングス
本店の所在地	岐阜県恵那市大井町180番地の1
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第61期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) 平成30年6月29日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第62期 第1四半期 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日) 平成30年8月8日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第62期 第2四半期 (自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日) 平成30年11月9日 関東財務局長に提出
b. 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数 割当予定先が保有している当社の株式の数 該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、平成30年12月25日現在におけるものです。

(2) 株式会社リテールパートナーズ

a. 割当予定先の概要				
名称	株式会社リテールパートナーズ			
本店の所在地	山口県防府市大字江泊1936番地			
直近の有価証券報告書等の提出日	<p>有価証券報告書 事業年度 第65期 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日) 平成30年5月25日 中国財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度 第66期 第1四半期 (自 平成30年3月1日 至 平成30年5月31日) 平成30年7月13日 中国財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度 第66期 第2四半期 (自 平成30年6月1日 至 平成30年8月31日) 平成30年10月12日 中国財務局長に提出</p>			
b. 提出者と割当予定先との間の関係				
出資関係	<table border="1"> <tr> <td>当社が保有している割当予定先の株式の数</td> <td rowspan="2">該当事項はありません。</td> </tr> <tr> <td>割当予定先が保有している当社の株式の数</td> </tr> </table>	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。	割当予定先が保有している当社の株式の数
当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。			
割当予定先が保有している当社の株式の数				
人事関係	該当事項はありません。			
資金関係	該当事項はありません。			
技術又は取引関係	該当事項はありません。			

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、平成30年12月25日現在におけるものです。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、北海道・東北地域においてスーパーマーケット事業子会社8社を中心に食品流通企業グループを形成し、地域のライフラインとして豊かな暮らしに貢献するという共通の理念を掲げ、グループの一体運営をはかることで個々の構成企業がグループシナジーを享受すると同時に、事業子会社各社に適切な範囲で権限を委譲することを通じて、お客様との距離を短く保つ「ハヶ岳連峰経営」をグループ運営の基本に掲げ、企業価値の向上を図ってまいりました。

経営環境が激変していくなか、今後も地域・業態を越えた競争に生き残っていくためには、これまでの枠組みにとらわれず他社との提携も含め、競争に負けない強力な対抗軸を創り上げて行く必要があるとの課題認識を持つに至り、中日本・西日本それぞれの地域における中心核たりえる代表企業との連携の可能性について情報交換を重ねてまいりました。

パローホールディングスは、東海・北陸地方を中心にスーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター等の多様な事業を展開するとともに、製造から流通・販売までを一貫して担う「製造小売業」を志向するビジネスモデルを構築し、グループの経営資源を組み合わせながらシナジーを創出しながら、企業価値の向上に取り組んでまいりました。

スーパーマーケット事業におきましては、業態を越えた競争に対応すべく、競争力あるフォーマットへの転換を図りながら店舗収益の改善に注力しておりますが、企業再編への動きも本格化するなか、経営の独自性を堅持しつつ、更なる成長を実現するためには、主要地域を代表する有力企業との連携を通じ、各社の強みを結集した、より強固なビジネスモデルへと進化させることが必要との認識に至り、協議を重ねてまいりました。

リテールパートナーズは、中国・九州地方において食品スーパーマーケットを主業とする会社の連合を形成し、地域のお客様の日々の生活(暮らし)をより豊かにするべく、各事業子会社のノウハウや経営資源の融合を通じてシナジー効果を創出し競争力及び経営基盤を強化することで、より強いローカルスーパーマーケットとしての成長と企業価値の向上を目指してまいりました。

大手資本により加速する事業再編や業態を越えた競争の激化など厳しい経営環境の中、西日本において地域に密着した独立系食品流通企業として更なる成長と経営基盤を強化し確固たる地位を築くためには、地域を越えてでも同じ考えを有する東日本・中日本の独立系食品流通企業と連携することにより、西日本における連合形成を加速すること及び各社の強みを享受することによる経営基盤の強化が図られるとの認識に至り、その実現に向けた協議を重ねてまいりました。

3社の主要事業であるスーパーマーケット業界は、人口減少と高齢化社会の進行、消費行動の多様化、人手不足による人件費・物流費の増加といった事業環境の変化と併せて、総合スーパーやコンビニエンスストア、ドラッグストア、ディスカウントストア、Eコマースなどとの業種・業態の垣根を越えた競争が激化しております。また、経営統合や提携による業界再編の動きが一段と加速してきており、今後の競争環境はさらに厳しさを増していくものと考えられます。

こうした業界動向のなかで、3社はそれぞれの地域に密着した独立系食品流通企業として、厳しさを増す経営環境下ではあるものの、今後も将来に亘って生き残りを図ることで地域の食品流通インフラを確保し、その食文化・食生活を守っていくことが使命であると捉えており、この志を同じくする食品流通企業による全国的な結集軸の創出が必要不可欠との認識を共有してまいりました。

また、3社は、それぞれが地域を牽引する役割を担う独立系食品流通企業として独自の経営戦略及び様々な経営ノウハウ等を備えている点において相互に認め合っており、それぞれが有する経営資源やノウハウを尊重し共有し合うことで、食品スーパーマーケットとして共通の課題への適切な対処や、ビジネスモデルの革新に繋げていくことを実現できるとの共通認識も醸成されております。

以上の認識の下、3社が提携することによってそれぞれの経営資源や経営ノウハウを有効活用し、地域における独立系食品流通企業との連合形成等の施策を相互に支援することなどを通じて、各々がより高いレベルのチェーンストア経営へと成長・発展を遂げることで、地域のお客様の一層の期待にお応えしていくことが可能となり、ひいては3社それぞれの企業価値及び株式価値の向上に資するものであるとの見解で一致するに至りました。

上記の戦略的な提携関係を具現化し目的を達成するために、3社は以下に記載の項目について業務提携の検討・推進を行っていくことに合意しております。

(1) 既存領域の強化

- 地場商品や産地情報、取引先情報の相互共有
- 資材・備品・什器などの共同購入
- 店舗開発、店舗運営などのノウハウの共有
- 物流やセンター運営のノウハウの共有
- スポーツクラブ事業などの小売周辺事業の共同展開
- 人材採用や人材教育に関するノウハウの共有 他

(2) 次世代に向けた取り組み

- カード事業の共同研究、及び統合に向けた検討
- バックオフィス業務の統合も含めた共同研究
- 金融、決済事業に係る共同運営の検討
- スマートストア(次世代型店舗)など新たなテクノロジー対応への共同研究 他

この戦略的な提携関係を確実なものとし、それぞれの展開エリアを越え、全国にまたがる結集軸であることを明確に示すために、3社それぞれが、お互い一定の割合の株式持分を有する株主として共通の利益を享受する立場に立つべきであるとの結論に至ったことから、ここに、3社間での本資本業務提携契約を締結することに合意し、それぞれが第三者割当による新株式の発行及び自己株式の処分(リテールパートナーズにおいては新株式の発行のみ。)を実施して、相互に株式を取得することとしたことが、割当予定先選定の理由であります。

なお、3社間における資本提携の内容は以下のとおりです。

アークスは、第三者割当による新株式発行及び自己株式の処分を実施し、パローホールディングス及びリテールパートナーズに対してそれぞれ普通株式1,335,000株(第三者割当後の発行済株式総数(自己株式を除く。))に対する所有割合2.32%(小数点以下第3位を四捨五入)ずつを割り当て、パローホールディングス及びリテールパートナーズはそれぞれ取得価額3,216百万円で引き受けます。

パローホールディングスは、第三者割当による新株式発行及び自己株式の処分を実施し、アークス及びリテールパートナーズに対してそれぞれ普通株式1,260,000株(第三者割当後の発行済株式総数(自己株式を除く。))に対する所有割合2.35%(小数点以下第3位を四捨五入)ずつを割り当て、アークス及びリテールパートナーズはそれぞれ取得価額3,218百万円で引き受けます。

リテールパートナーズは、第三者割当による新株式発行を実施し、アークス及びパローホールディングスに対してそれぞれ普通株式3,136,400株(第三者割当後の発行済株式総数(自己株式を除く。))に対する所有割合6.72%(小数点以下第3位を四捨五入)ずつを割り当て、アークス及びパローホールディングスはそれぞれ取得価額3,217百万円で引き受けます。

d. 割り当てようとする株式の数

本第三者割当により割当予定先に割り当てる予定の株式の数は以下のとおりです。

- (1) 株式会社パローホールディングス・・・・・・・・・・・・・・・・・・当社普通株式 1,335,000株
- (2) 株式会社リテールパートナーズ・・・・・・・・・・・・・・・・・・当社普通株式 1,335,000株

e. 株式等の保有方針

当社は、割当予定先であるパローホールディングス及びリテールパートナーズより、本第三者割当により取得する当社普通株式を長期的に保有する方針であることを確認しております。

また、当社は、割当予定先であるパローホールディングス及びリテールパートナーズから、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)及び証券会員制法人札幌証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先であるパローホールディングス及びリテールパートナーズから、それぞれが本資本業務提携に基づく第三者割当により発行及び処分する普通株式の払込金額を本第三者割当に係る払込みに充当する予定である旨の報告を受けており、また、パローホールディングスの四半期報告書(第62期第2四半期)に記載されている四半期連結財務諸表及びリテールパートナーズの四半期報告書(第66期第2四半期)に記載されている四半期連結財務諸表より、割当予定先がかかる払込みに要する十分な現預金を保有(パローホールディングスにおいては19,907百万円、リテールパートナーズにおいては23,147百万円を保有。)していることを確認していることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

g. 割当予定先の実態

(1) 株式会社パローホールディングス

割当予定先であるパローホールディングスは、東京証券取引所市場第一部及び株式会社名古屋証券取引所市場第一部に上場しており、パローホールディングスが東京証券取引所に提出した平成30年12月19日付「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の内部統制システム等に関する事項において、その基本方針のもとに反社会的勢力の排除を徹底し、反社会的勢力による不当要求を受けた場合、その情報が各事業部及び関係会社から集約され、外部組織との連携・協力体制のもとに対応していく体制を構築している旨を確認することにより、パローホールディングス及びその役員又は主要株主が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下、「特定団体等」といいます。)ではなく、また、特定団体等とは一切関係していないと判断しております。

(2) 株式会社リテールパートナーズ

割当予定先であるリテールパートナーズは、東京証券取引所市場第二部に上場しており、リテールパートナーズが東京証券取引所に提出した平成30年12月18日付「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の内部統制システム等に関する事項において、その企業行動基準・規範に則り、反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係をもち、不当要求は断固として拒絶することを基本方針としており、また、社会的秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力との関りを一切持たず、社内的には密接な連絡体制を、社外的には専門機関と緊密な関係を構築している旨を確認することにより、リテールパートナーズ及びその役員又は主要株主が特定団体等ではなく、また、特定団体等とは一切関係していないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

当社普通株式に譲渡制限は付されておりませんが、当社と割当予定先は、本資本業務提携契約において、本資本業務提携契約に基づく業務提携関係が継続している間、割当予定先が当社の書面による事前の承諾を取得することなく、本第三者割当により取得した当社普通株式の全部又は一部を第三者に売却、担保提供その他の処分をしない旨を合意しております。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

発行価格は、本第三者割当に係る取締役会決議日(以下、「本取締役会決議日」という。)の直前営業日(平成30年12月21日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値2,409円といたしました。

当該発行価格は、本取締役会決議日の直前1ヶ月間(平成30年11月22日から平成30年12月21日まで)の終値の平均値である2,669円(円未満切捨)に対しては9.74%のディスカウント、同直前3ヶ月間(平成30年9月25日から平成30年12月21日まで)の終値の平均値である2,771円(円未満切捨)に対しては13.06%のディスカウント、同直前6ヶ月間(平成30年6月22日から平成30年12月21日まで)の終値の平均値である2,796円(円未満切捨)に対しては13.84%のディスカウントとなります。

本取締役会決議日の直前営業日の終値といたしましたのは、算定時に最も近い時点の市場価格が、当社株式の現時点における公正な価格を算定するにあたって基礎とすべき価格であり、発行価格として合理的であると考えたためです。

なお、かかる考え方により算出される発行価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日制定)において、第三者割当により株式の発行(自己株式の処分を含む。以下同じ。)を行う場合の発行価格は、原則として、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額)を基準として決定することとされており、株式価値を示す客観的な指標である市場価格を基準としていることから、当社の企業価値を適正に反映しているものとして合理的であると判断いたしました。

なお、上記発行価格について、当社監査役4名全員(うち2名は社外監査役)から、上記算定根拠による発行価格の決定は適正かつ妥当であり、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、特に有利な発行価格には該当しない上、適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により、パローホールディングス及びリテールパートナーズに対して割り当てる株式数は、合計で当社普通株式2,670,000株(議決権数26,700個)であり、本第三者割当前の当社普通株式の発行済株式数56,650,468株に対する割合は4.71%(平成30年8月31日現在の総議決権数548,318個に対する割合は4.87%)に相当し、これにより一定の希薄化が生じます。しかしながら、上記「c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社といたしましては、本件の割当予定先との資本業務提携及びそれに基づく本第三者割当は当社の企業価値及び株式価値の向上に繋がるものと考えており、本第三者割当による発行数量及び処分数量並びに株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
横山 清	北海道札幌市中央区	3,029	5.53	3,029	5.27
株式会社北海道銀行	北海道札幌市中央区大通西四丁目1番地	2,527	4.61	2,527	4.39
有限会社丸治	北海道河東郡鹿追町泉町一丁目21番地	1,437	2.62	1,437	2.50
株式会社北洋銀行	北海道札幌市中央区大通西三丁目7番地	1,415	2.58	1,415	2.46
株式会社謙徳	岩手県盛岡市東安庭二丁目2番7号	1,377	2.51	1,377	2.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,336	2.44	1,336	2.32
株式会社パローホールディングス	岐阜県恵那市大井町180番地の1	-	-	1,335	2.32
株式会社リテールパートナーズ	山口県防府市大字江泊1936番地	-	-	1,335	2.32
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	1,292	2.36	1,292	2.25
三浦 紘一	青森県八戸市	1,031	1.88	1,031	1.79
アークスグループ社員持株会	北海道札幌市中央区南十三条西十一丁目2番32号	1,028	1.88	1,028	1.79
アークスグループ取引先持株会	北海道札幌市中央区南十三条西十一丁目2番32号	991	1.81	991	1.72
計	-	15,467	28.21	18,137	31.54

(注) 1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成30年8月31日現在の株主名簿を基準としております。

2. 「所有株式数」及び「割当後の所有株式数」は千株未満を切り捨てて表示しております。

3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

4. 上記のほか、割当前において当社保有の自己株式1,670千株がありますが、上記大株主からは除外してあります。当該割当後は0千株となります。

5. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成30年8月31日現在の総議決権数(548,318個)に本第三者割当により増加する議決権数(26,700個)を加えた数で除した数値です。

6. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有している株式は、全て信託業務に係るものであります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第57期(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)平成30年5月24日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第58期第1四半期(自 平成30年3月1日 至 平成30年5月31日)平成30年7月13日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第58期第2四半期(自 平成30年6月1日 至 平成30年8月31日)平成30年10月11日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年12月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年5月29日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」という。)提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成30年12月25日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由は生じておりません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、本有価証券届出書提出日(平成30年12月25日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社アークス 本店
(北海道札幌市中央区南十三条西十一丁目2番32号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(北海道札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。